

改正

昭和52年6月29日規則第18号

昭和63年4月15日規則第18号

平成2年12月22日規則第44号

平成4年9月30日規則第32号

平成5年12月27日規則第39号

平成6年3月29日規則第12号

平成14年3月29日規則第13号

平成25年4月1日規則第25号

平成26年3月3日規則第5号

平成27年2月27日規則第2号

令和3年7月19日規則第54号

令和6年12月24日規則第64号

上尾市下水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(代理人の届出)

第2条 条例第3条の規定による代理人の選定、変更の届出は、代理人選定（変更）届（第1号様式）によるものとする。

(排水設備の固着箇所等)

第3条 条例第4条第3号に規定する排水設備を取付管等に固着させるときの固着箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水を排除するための排水設備は、取付管等の管底及び汚水ますのインバートに食い違いの生じないように、かつ、排水管がますの内壁に突き出さないように接続し、当該接続箇所の漏水を防止する措置を講ずること。
- (2) 雨水を排除するための排水設備は、雨水ますに15センチメートル以上の泥だめを設け、かつ、排水管がますの内壁に突き出さないように接続し、当該接続箇所の漏水を防止する措置を

講ずること。この場合において、上流部の管底高が下流部の管底高より低くなってはならない。

(3) 取付管以外の公共下水道施設に固着させる場合は、市長の指示に従わなければならない。

(排水設備の設置基準)

第4条 排水設備の設置基準は、法令に定めるもののほか、次に掲げるところによる。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 水洗便所、台所、浴室、洗濯場等の汚水流出箇所には、防臭装置を取り付けること。この場合において、防臭装置の封水が、排水管内のサイホン作用、背圧等の影響により破られるおそれがあるときは、通気管を設けること。

(2) 台所、浴室、洗濯場等の汚水流出口には、じんかいその他の固形物の流下を止めるために有効な目幅をもったごみよけ装置を取り付けること。

(3) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所における排水は、下水が逆流しない構造のポンプ施設を設けること。

(4) 排水管の起点、終点及び集合（会合）点並びに内径、勾（こう）配及び管種が異なる接続箇所には、ますを設けること。ただし、排水管の清掃に支障のないときは、その箇所に応じて枝付管若しくは曲管を用い、又は掃除口を設けてこれに替えることができる。

(5) 次に掲げる事業所等における浮遊物質又は油脂類を含む汚水の流出箇所には、これらの物質の公共下水道への流下を阻止し、又はこれらの物質を分離し、若しくは収集するのに有効な装置（以下「阻集器」という。）を設けること。

ア レストラン、ホテル等の調理室における脂肪類を多量に含む汚水の流出箇所にはグリース阻集器

イ 駐車場、自動車修理工場、ガソリンスタンド、製油工場等の常時油を取り扱う場所における可燃性油類を多量に含む汚水の流出箇所にはオイル阻集器

ウ 工場等における土砂等を含む汚水の流出箇所にはサンド阻集器

エ 理髪店、美容院、公衆浴場等における毛髪を含む汚水の流出箇所にはヘアー阻集器

オ 営業用の洗濯場等におけるぼろ、毛くず、布切れ、ボタン等を含む汚水の流出箇所にはランドリー阻集器

カ 病院、診療所等における金銀材のくず又は石こう類を含む汚水の流出箇所にはプラスター阻集器

(6) 排水管の土かぶりは、私道内で45センチメートル以上、宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

(7) 汚水ます又は雨水ますの内径は、次の表の左欄に掲げるますの区分に応じ、同表右欄に掲げる内径とすること。この場合において、硬質塩化ビニル製汚水ますの内径は、15センチメートル以上とする。

(単位 センチメートル)

ます	内径
60以下の深さのもの	30
60を超え90以下の深さのもの	36
90を超え120以下の深さのもの	45
120を超え150以下の深さのもの	60
150を超える深さのもの	90

(排水設備の計画の確認)

第5条 条例第5条第1項の規定により排水設備計画の確認を受けようとするときは、排水設備計画確認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 平面図(第2号様式の2)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、排水設備計画の内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による排水設備計画の確認又は同条第2項本文の規定によるその変更の確認をしたときは、その結果を排水設備計画(変更)確認書(第2号様式の3)により、当該申請者に通知するものとする。

(排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更等)

第6条 条例第5条第2項ただし書の排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更及び条例第7条の軽微な工事は、次に掲げるものとする。

- (1) 屋内の配水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便所の大きさ又は構造等の変更
- (2) じんかい防止装置、防臭装置等で確認を受けたときの能力を低下させない軽微な変更

2 前項の変更の届出は、排水設備変更(軽微な変更)届(第3号様式)によるものとする。

(排水設備の工事完了の届出等)

第7条 条例第6条第1項の規定による工事が完了した旨の届出は、排水設備工事完了届（第4号様式）によるものとする。

2 条例第6条第3項の規定による検査済証は第5号様式、水洗便所の検査済証は第5号様式の2による標識とする。

3 前項の標識は、門戸等見易い場所に掲示しなければならない。

（指定工事店以外の者が排水設備の工事を行う場合）

第7条の2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1） 国又は地方公共団体において排水設備の新設等の工事を行う場合

（2） 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定により日本下水道事業団が雨水貯留浸透施設の設置の工事を行う場合

（3） 排水設備の構造、形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当であると市長が認める工事を行う場合

（在来排水施設の認定申請）

第8条 条例第8条の規定による在来排水施設の認定を受けようとする者は、在来排水施設等認定申請書（第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（除害施設の設置等の特例）

第9条 条例第10条第2項に規定する下水は、次の表に掲げる項目に係る水質かつ水量のものとする。

項目	量（1日当たりの平均的な排出量）
温度	30立方メートル未満
水素イオン濃度	30立方メートル未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30立方メートル未満
沃(よう)素消費量	50立方メートル未満

第10条 条例第11条第3項に規定する下水は、次の表に掲げる項目に係る水質かつ水量のものとする。

項目	量（1日当たりの平均的な排出量）
温度	30立方メートル未満

水素イオン濃度	30立方メートル未満
生物化学的酸素要求量	50立方メートル未満
浮遊物質	50立方メートル未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30立方メートル未満
窒素含有量	50立方メートル未満
磷(りん)含有量	50立方メートル未満

(除害施設の設置等の届出)

第11条 条例第11条の2第1項及び第2項の規定による届出は、除害施設新設（増設・改築・変更）届（第7号様式）によるものとする。

2 条例第11条の2第3項の規定による届出は、除害施設新設（増設・改築）工事完了届（第8号様式）によるものとする。

3 条例第11条の2第4項の規定による届出は、除害施設使用廃止届（第9号様式）によるものとする。

(除害施設管理責任者の業務)

第12条 条例第12条第1項に規定する除害施設管理責任者（以下「責任者」という。）の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 除害施設の操作及び維持に関すること。
- (2) 除害施設から排出する下水の水質の測定及び記録に関すること。
- (3) 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- (4) 除害施設から発生する汚での処理及び処分に関すること。

(責任者の選任届)

第13条 条例第12条第2項の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届（第10号様式）によつてしなければならない。

(責任者の資格)

第14条 条例第12条第3項に規定する責任者の資格は、当該工事、事業所及び研究機関等に勤務し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係第1種から第4種までの有資格者に限る。）の資格を有すること。

(2) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第114条第2項に規定する公害防止主任者（水質関係の公害防止主任者に限る。）の資格を有すること。

(3) 下水道法第22条第2項に規定する資格を有すること。

(4) 市長が指定する講習の課程を修了したこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する責任者の資格を有する者がいないときは、除害施設の設置者の申請により、市長が承認した者を責任者とみなす。この場合において、責任者とみなす期間は、市長の承認後初めて行われる同項第4号に規定する講習の修了するときまでとする。

3 前項の規定により承認を受けようとする者は、除害施設管理責任者特認申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

4 第1項第4号に規定する講習に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（公共下水道の使用届）

第15条 条例第18条の規定による届出は、公共下水道使用（開始・休止・廃止）届（第12号様式）によらなければならない。

2 土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を一時使用する場合は、公共下水道一時使用申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の一時使用を許可したときは、公共下水道一時使用許可書（第14号様式）を当該申請者に交付する。

（使用者の変更届）

第16条 条例第19条の規定による届出は、公共下水道使用者変更届（第15号様式）によらなければならない。

（汚水排除量の認定）

第17条 条例第22条第2号の規定による水道水以外の水を使用した場合の汚水の排除量の認定は、次の各号による。

(1) 一般家庭用として使用される井戸水等については、1人につき1月6立方メートルとする。

(2) 前号の井戸水等が水道水と併用されているものは、同号により算出した量の2分の1とする。

(3) 家庭以外に使用される井戸水等は、使用者の世帯、人口業態、水の使用状況その他の事実を考慮した量とする。

2 条例第22条第3号による申告書は、汚水排除量申告書（第16号様式）によるものとする。

（使用料の精算）

第18条 使用料の算定に誤りがあったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、市長が必要と認めたときは、次の納期で精算することができる。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設)

第18条の2 条例第24条の3第3号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が2度以下であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第18条の3 条例第24条の3第5号に規定する規則で定める措置は、耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締め固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し、杭(くい)基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化、地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓(とう)継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、排水施設に用いられる材料、排水施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 前項の耐震性能は、重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下この項において同じ。）にあっては次に定めるとおりとし、重要な排水施設以外の排水施設にあっては、第1号に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、排水施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2) レベル2地震動（排水施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、重要な排水施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

（排水管内径及び排水渠(きょ)の断面積の数値）

第18条の4 条例第24条の3第6号に規定する規則で定める数値は、排水管内径の数値にあっては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積の数値にあっては5,000平方ミリメートルとする。

（行為の許可申請）

第19条 条例第25条（条例第29条の2において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、制限行為許可（変更）申請書（第17号様式）によらなければならない。

2 条例第25条に規定する下水道法第24条第1項の許可は、制限行為許可書（第18号様式）を当該申請者に交付して、これを行うものとする。

（占用許可の手続）

第20条 条例第27条第1項（条例第29条の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する占用許可願は、公共下水道等占用許可願（第19号様式）によらなければならない。

2 条例第27条第1項の占用の許可は、公共下水道等占用許可書（第20号様式）を当該申請者に交付して、これを行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、条例第27条第1項の占用の許可の申請手続その他当該占用の許可に関し必要な事項については、上尾市道路占用規則（昭和37年上尾市規則第3号）の例による。

（権利譲渡の禁止）

第21条 公共下水道又は都市下水路の敷地の使用者は、その権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供

してはならない。

(原状回復届)

第22条 公共下水道又は都市下水路の敷地の使用者は、使用期間が満了したとき、又は使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を廃止したときは、速やかに原状回復届（第21号様式）を市長に提出して検査を受けなければならない。

(使用料等の減免)

第23条 条例第29条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者（条例第2条第8号に規定する使用者（市内に住所を有する者に限る。）をいう。以下同じ。）の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている世帯である場合 条例第20条第2項に規定する基本使用料に相当する額の減額
- (2) 使用者の属する世帯に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者がいる場合 前号に規定する額の減額
- (3) その他市長が必要と認める場合 市長が定める額の減額又は免除

2 条例第29条の規定により使用料又は占用料の減免を受けようとする者は、下水道使用料（占用料）減免申請書（第22号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第44号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第32号）

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第39号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第12号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年規則第25号）

この規則は、上尾市下水道条例の一部を改正する条例（平成25年上尾市条例第20号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成26年規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に使用されているこの規則による改正前の上尾市下水道条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の様式による書類は、この規則による改正後の上尾市下水道条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧規則の様式により作成した用紙については、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成27年規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第22号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第23条の規定は、この規則の施行の日以後の使用月分に係る公共下水道の使用料の減免から適用する。

附 則（令和3年7月19日規則第54号）

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和6年12月24日規則第64号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市下水道条例施行規則（以下「新下水道規則」という。）第4条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う排水設備（上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）について適用し、施行日前に行う排水設備の新設等については、なお従前の例による。
- 3 新下水道規則第5条の規定は、施行日以後に行う条例第5条の規定による排水設備計画の確認について適用し、施行日前に行う同条の規定による排水設備計画の確認については、なお従前の例による。
- 4 新下水道規則第14条の規定は、施行日以後に行う条例第12条の規定による選任について適用し、施行日前に行う同条の規定による選任については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際、現に提出されている第1条の規定による改正前の上尾市下水道条例施行規則（以下「旧下水道規則」という。）第7号様式及び第10号様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、それぞれ新下水道規則第7号様式及び第10号様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第2条関係)
第1号様式(第2条関係)

代理人選定(変更)届

年 月 日

(宛先)
上尾市長

届出人 住 所
氏 名

次のとおり代理人を選定(変更)したので届け出ます。

設 置 場 所	上尾市	
新 代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
旧 代 理 人	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
選定(変更)年 月日	年 月 日	
		収受番号及び年 月日

年 月 日

排水設備計画確認申請書

(宛先)

上尾市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり排水設備計画の確認を受けたいので申請します。

設置場所	上尾市		
工事区分	新設・改築・切替(浄化槽・くみ取り)・その他()		
区域別	分流・合流	取付管	新設・既設・増設
排水戸数	戸	水栓番号	No
工事資金	自己・貸付	使用水別	水道・井戸(人)・その他()
建物用途	専用住宅・共同住宅・店舗・工場・その他()		
予定工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用者	住 所 氏 名		
指定工事店	住 所 名 称 電 話 指定工事店番号 第 号		
責任技術者	氏 名 登録番号 第 号		

申請者と異なる場合

家屋所有者承諾	住所	氏名	印
土地所有者承諾	住所	氏名	印
排水設備所有者承諾	住所	氏名	印

添付書類 案内図 2部 ・ 平面図 2部 ・ その他() 2部

備 考	確 認 日	
	確 認 番 号	

第2号様式の2 (第5条関係)
 第2号様式の2(第5条関係)

平面図

方位	
----	--

※管(管種・管径・勾配・延長)、ます(内径・深さ)を記載すること。

凡 例	取付ます		掃除口		浴槽	
	汚水ます		大便器		流し類	
	雨水ます		小便器		洗濯機	
	トラップます		手洗・洗面器		既設管	

第2号様式の3 (第5条関係)
第2号様式の3 (第5条関係)

年 月 日

排水設備計画 (変更) 確認書

様

上尾市長



次のとおり排水設備計画 (変更) の確認をしたので通知します。

確認番号	第 号
設置場所	上尾市
工事区分	新設・改築・切替(浄化槽・くみ取り)・その他()
区域別	分流・合流
工事資金	自己・貸付
使用者	住所 氏名
指定工事店	名称 指定工事店番号 第 号
備考	

第3号様式 (第6条関係)
第3号様式(第6条関係)

排水設備変更(軽微な変更)届

年 月 日

(宛先)
上尾市長

申請者 住 所
氏 名

次のとおり排水設備の一部を変更したいので、届け出ます。

確 認 番 号	
確 認 年 月 日	年 月 日
設 置 場 所	上尾市
添 付 書 類	
変 更 事 項	

第4号様式(第7条関係)
第4号様式(第7条関係)

年 月 日

排水設備工事完了届

(宛先)

上尾市長

住 所
申請者 氏 名

次のとおり排水設備の(新設・改築・切替・その他)工事が完了したので、届け出ます。

設置場所	上尾市		
使用者	住 所 氏 名		
指定工事店	住 所 名 称 電 話	指定工事店番号	第 号
責任技術者	氏 名	登録番号	第 号
確認番号	第	号	
備考			

処理事項

検査年月日	年 月 日	検査結果
検査員氏名	年 月 日	
立会人氏名		
交付年月日		
備考		

第5号様式(第7条関係)
第5号様式(第7条関係)

年 月 日

排水設備工事検査済証

様

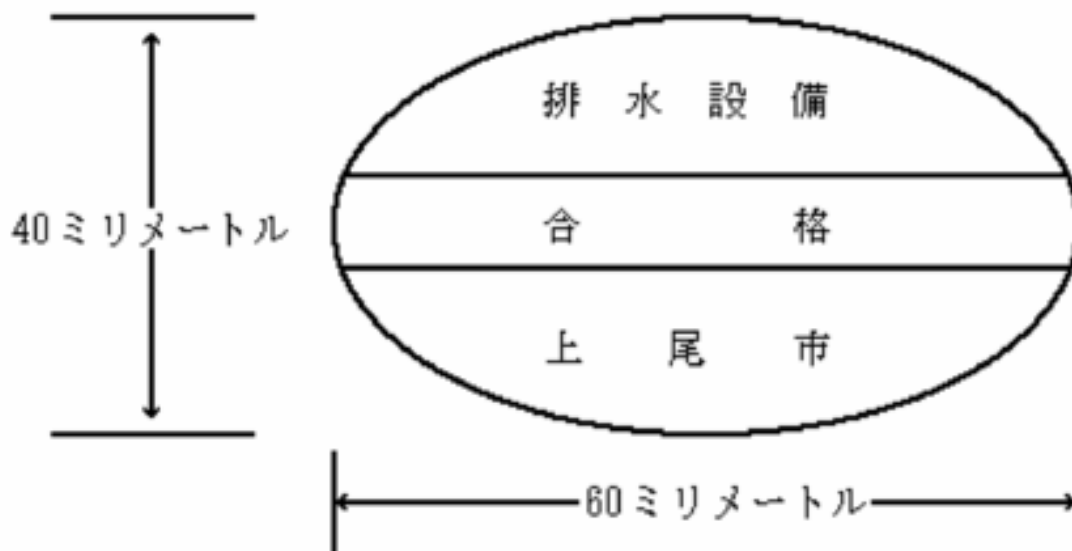
上尾市長



次のとおり排水設備について検査したところ、法令の規定に適合したものと認められるので、この検査済証を交付します。

確認番号	第 号
設置場所	上尾市
工事区分	新設・改築・切替(浄化槽・くみ取り)・その他()
工事検査	年 月 日
使用者	住所 氏名
指定工事店	名称 指定工事店番号 第 号
備考	

第5号様式の2 (第7条関係)
第5号様式の2(第7条関係)



第6号様式（第8条関係）
 第6号様式（第8条関係）

在来排水施設等認定申請書

年 月 日

(宛先)
 上尾市長

申請者 住 所
 氏 名

上尾市下水道条例施行規則第8条に規定する在来排水施設の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

認定箇所	住所	上尾市		
使用者	氏名		電話	
所有者	住所			
	氏名		電話	
認定を受けようとする理由				
添付書類	認定を受けようとする 平面図・構造図			

受付	年 月 日	第 号
調査	年 月 日	
調査事項		
調査結果		

第7号様式 (第11条関係)
第7号様式(第11条関係)

除害施設新設(増設・改築・変更)届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

設置者 住 所
氏 名

(電話)

除害施設を新設(増設・改築・変更)したいので、次のとおり届け出ます。

設置場所及び使用者	上尾市	(電話)
除害施設施工者 住所及び氏名		(電話)
排水設備施工者	指定工事店番号 第 号	(電話)
工 事 期 間	着 手 予 定 完 了 予 定	年 月 日 年 月 日
製 品 名		
生 産 量		
作 業 時 間	時 分から 時 分まで	休業日
添 付 図 書	1 付近の見取図 2 配置図 3 生産工程図 4 除害施設設置計画書 5 除害施設の設計書 6 資金計画書	
変 更 事 項		

注意 排水設備の工事については、別途届け出ること。

第8号様式 (第11条関係)
第8号様式(第11条関係)

除害施設新設(増設・改築)工事完了届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

設置者 住 所
氏 名

(電話)

除害施設の新設(増設・改築)工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	上尾市
施 設 内 容	
完 了 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 年 月 日	年 月 日
除 害 施 設 施 工 者 住 所 及 び 氏 名	(電話)
排 水 設 備 施 工 者	指定工事店番号 第 号 (電話)
備 考	

除 害 施 設 使 用 廃 止 届

年 月 日

（宛先）

上尾市長

届出者 住 所
 氏 名

（電話 ）

除害施設の使用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	上尾市	
廃 止 年 月 日	年 月 日	
設 置 者	住 所	
	氏 名	
廃 止 理 由		
備 考		

第10号様式（第13条関係）
 第10号様式(第13条関係)

除害施設管理責任者選任届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

設置者 住 所
 氏 名
 (電話)

除害施設管理責任者を選任したので、次のとおり届け出ます。

設 置 場 所	
除害施設管理責任者の氏名	(年 月 日生)
資 格	
資格取得年月日	年 月 日
所 属 部 課 名	(電話)
備 考	

除害施設管理責任者特認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

設置者 住 所
 氏 名

(電話)

上尾市下水道条例施行規則第 14 条第 3 項に規定する除害施設管理責任者の特認を受けた
 いので、次のとおり申請します。

設 置 場 所		
除害施設管理責任者 にしようとする者の 氏名		(年 月 日生)
履 歴	最 終 学 歴	(年 月 日卒業)
	職 歴	
所 属 部 課 名		(電話)
申 請 理 由		

第12号様式（第15条関係）
 第12号様式（第15条関係）

年 月 日

公共下水道使用（開始・休止・廃止）届

（宛先）

上尾市長

住 所
 申請者 氏 名
 電 話

次のとおり公共下水道の使用を（開始・休止・廃止）したので、届け出ます。

設 置 場 所	上尾市		
ふりがな 使用者氏名		電 話	
ふりがな 所 有 者		電 話	
工 事 区 分	新設・改築・切替（浄化槽・くみ取り）・その他（ ）		
排 水 種 別	水栓（お客様）番号	No	
	公共下水道使用の井戸水	有（家族 人） ・ 無	
確 認 番 号		指定工事店	指定工事店番号 第 号

処 理 区 分		先 行 工 事	
納 入 方 法	納付・口座（ ）		
備 考			収受番号及び年月日

第13号様式（第15条関係）
 第13号様式（第15条関係）

公共下水道一時使用申請書

年 月 日

(宛先)
 上尾市長

住 所
 申請者 氏 名

次のとおり公共下水道を一時使用したいので、申請します。

使 用 場 所	上尾市		
使 用 期 間	年	月	日から 日まで
目的又は用途			
工 事 施 工 者 (担当者名)	住 所		
	氏 名	電 話	
使 用 水 量	m ³		
※ 許 可 年 月 日	年	月	日
※ 許 可 番 号	第	号	
備 考	添付書類 1 現場案内図 2 使用水量計算書		収受番号及び年月日

※印の項は、変更申請の場合のみ記入すること。

第14号様式（第15条関係）
第14号様式（第15条関係）

公共下水道一時使用許可書

年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付で申請のあったことについて、次のとおり許可します。

許 可 番 号	第 号
使 用 場 所	上尾市
許 可 の 種 別	<input type="checkbox"/> 一時使用 <input type="checkbox"/> 敷地使用
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 施 工 者	住 所
	氏 名
使 用 料	(一時使用の場合)
占 用 料	(敷地使用の場合)

注意

- 1 使用期間に変更が生じた場合は、速やかに届出をすること。
- 2 一時使用で排水設備・取付管工事を行うときは、上尾市の指定工事店に依頼すること。
- 3 使用完了後3日以内に原状回復届を提出すること。

第15号様式（第16条関係）
 第15号様式（第16条関係）

公共下水道使用者変更届

年 月 日

(宛先)
 上尾市長

申請者 住所
 氏 名

次のとおり下水道使用者が変更になったので、届け出ます。

設 置 場 所	上尾市			
変 更 年 月 日	年 月 日			
排 水 の 種 別	上 水 道	水栓番号	井 戸 水	家族 人
旧 使 用 者	住 所			
	フリガナ 氏 名			
新 使 用 者	住 所			
	フリガナ 氏 名			
変 更 理 由				
所 有 者	住 所			
	氏 名		電 話	
備 考				収受番号及び年月日

第16号様式 (第17条関係)
第16号様式(第17条関係)

汚 水 排 除 量 申 告 書

年 月 日

(宛先)
上尾市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

次のとおり汚水排除量の申告をします。

設 置 場 所	上尾市		
使 用 者	氏 名		業 種
従 業 員 及 び 家 族 数	寄 宿 人・通 勤 人・家 族 人 計 人		

ポ ン プ の 種 類				計 算 値	
製 作 所 名				1 時 間 当 たり 平 均 排 除 量	m ³ /h
出 力	IP	形 式		〔公称能力 の 70 % 揚 水 量〕	_____m ³
電 圧	単相・三相 V	口 径			
運 転 電 流	A	標 準 揚 水 量	m ³ /min	時 間 計 設 置 時 指 針	h
給 水 区		整 理 番 号		水 栓 番 号	
備 考				収 受 番 号 及 び 年 月 日	

第17号様式（第19条関係）
 第17号様式（第19条関係）

制限行為許可（変更）申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 住 所
 氏 名

上尾市下水道条例第25条（第29条の2の規定により準用する同条例第25条）の規定により、下水道法第24条第1項（第29条第1項）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> （ ）都市下水路 <input type="checkbox"/> その他		
施設の場所			
施設の目的			
施設の構造			
施設の面積 又は延長			
期 間	年	月	日から
	年	月	日まで
工事施工者	住所		
	氏名	電 話	
占 用 料 金			
※許可年月 日			
※許可番号			

注意

- 1 物件を設ける場所、物件の配置並びに物件の構造及び断面を表示した図面を添付すること。
- 2 ※印の項は、変更申請の場合のみ記入すること。

制限行為許可書

第 号
年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで申請のあった制限行為について、次のとおり許可します。

施設 の 場 所	
施設 の 概 要	
目的又は用途	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
許可条件 1 目的以外の構造物を接続しないこと。 2 接続した構造物の維持管理は占有者が行うこと。 3 排水施設(浄化槽等)の維持管理を適切に行うこと。 4 工事により、他人の土地、建物等に損害を与えた場合は、当事者間で解決すること。 5 公共下水道施設(都市下水路施設)等に影響が生じた場合には原形復旧すること。 6 工事着手届を提出すること。 7 許可申請時の内容に変更が生じた場合は、協議を行うこと。 8 工事完了後、工事完成検査願を提出すること。(施工写真を添付すること。) 9 その他については、別途協議する。	

第19号様式（第20条関係）
 第19号様式（第20条関係）

公共下水道等占用許可願

年 月 日

(宛先)

上尾市長

住 所
 申請者 氏 名
 担 当 者
 電話番号 ()

次のとおり公共下水道等を占用したいので、申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 公共下水道(汚水・雨水) <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他		
占 用 目 的			
占 用 場 所	路 線 名		場 所
	設 置 箇 所		
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 物 件 構 造			
占 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
工 事 実 施 方 法			
工 事 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
復 旧 方 法			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 断面図 <input type="checkbox"/> 物件の詳細図 <input type="checkbox"/> 官民の境界図 <input type="checkbox"/> 求積図 <input type="checkbox"/> その他指示する書類		

第20号様式（第20条関係）
 第20号様式（第20条関係）

公共下水道等占用許可書

第 号
 年 月 日

様

上尾市長



年 月 日付けで占用許可願のあった占用について、次のとおり許可します。

区 分	<input type="checkbox"/> 公共下水道(汚水・雨水) <input type="checkbox"/> 都市下水路 <input type="checkbox"/> その他		
占 用 目 的			
占 用 場 所	路 線 名		場 所
	設 置 箇 所		
占 用 物 件	名 称	規 模	数 量
占 用 物 件 構 造			
占 用 期 間	年 月 日から		年 月 日まで
占 用 料 等			
条 件			

第21号様式（第22条関係）
第21号様式（第22条関係）

原 状 回 復 届

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 住 所
氏 名

上尾市下水道条例施行規則第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号	第 号		
原状回復の場所			
原状回復の概要			
期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
完 了 期 日			
工 事 施 工 者	住所		
	氏名	電 話	
排水設備及び取付管工事の工事店	住所		
	氏名	電 話	
責 任 技 術 者 名			
備 考			収受番号及び年月日

第22号様式 (第23条関係)
 第 22 号様式(第 23 条関係)

下水道使用料(占用料)減免申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

次の理由により下水道の使用料(占用料)の減免を申請します。

お客様番号	—	
設置場所	上尾市	
使用者	住所	
	氏名	電話 ()
減免理由		